

## 平成 22 年度第 4 回 御嵩町環境審議会議事録要旨

### 1. 日時

平成 23 年 1 月 19 日 (水) 20:00 ~ 22:00

### 2. 場所

御嵩町上之郷公民館 2 階研修室 D

### 3. 内容

#### (1) 議事

前沢地内の産業廃棄物処理施設 (感染性産業廃棄物) 計画について

- ・ 事業者に確認すべき事項 (藤原講師)
- ・ 第 2 回第 3 回の審議会議事録の確認について
- ・ 議事録要旨のホームページへの掲載について
- ・ 事業者への確認 (第 5 回審議会) の日時と進め方について

### 4. 事業者に確認すべき事項 (藤原講師) と委員との質疑応答

(藤原講師の見解)

- ・ この種の設備についての実証された設備が無い。無い場合は通常はきちっと実験データを取っておく必要があります。
- ・ どこまで感性的の廃棄物について無菌化できるのか。発生するのは水蒸気となっていますが、常温においてもガス状のものが廃プラについては出ます。加水分解状態にした上でのガス成分について分析をしたかどうかの確認を求める必要があります。
- ・ メディカルボックスについて、加水分解でどの程度分解するのか、様々な研究機関で行われています。実際にマルエスさんが医療機関で使われているメディカルボックスについて、成分分析したデータを保有しているか事業計画に記載がありません。
- ・ プラスチックについては中間分解物の方が、分解前よりも有害なものが確認された事例があります。どこまで分解できるのか、試験データ、分析データを見る限り、限られたデータしかなく、何回かデータをとる必要があります。
- ・ 3メガパスカルの高圧蒸気ボイラーについて専門家に聞きましたら比較的、安定、安全に運転できるが、飽和状態になると不安定になるため、影響を調べる必要があるということです。
- ・ 加水分解そのものの安全性について、設計上、何パスカルまで耐えうるかの耐圧試験を行ったデータ提出を求めた方がよいです。
- ・ 集塵の除去装置について、メッシュやガンメッシュのフィルターが何ミクロンまで対応できるか記載されていません。消臭装置も目詰まり等でダストの濃度によりすぐに悪くなる。消臭設備に関する詳細が不明で明らかにする必要があります。
- ・ 加水分解を行った段階での分解効率をどうやって確認するのか、処理する目標が達成されたか、その確認をどうやって行うかは読み取れません。ウィルスも中には高温に耐

えるものもあります。温度条件や継続時間によって完全に除菌できていない状態が出てくる場合もあります。

【質疑応答】

委員：医療廃棄物処理施設で、加水分解処理方式は、今まででは無いですか。

講師：無いと思います。廃棄物処理での加水分解方式は調べたところ、食品工場などバイオ産業等で行っているのはありますが、計画されているものとは全く違います。

委員：この問題は新しいもので既存の法例で対応も難しいと思います。排水は無く、水蒸気についての規制は大気汚染防止法で規制できますか。

講師：焼却炉など今の廃棄物処理に関する規制であれば、具体的に扱っているものを特定し、その基準を設けています。今回の加水分解処理施設は大気汚染防止法の特定施設の対象になっていないと思います。そこから出る水蒸気に関しては、規制がないかもしれません。

委員：既存の法律は、科学物質が対象で、病原体の排出については法規制がないですか。

講師：感染性廃棄物処理では技術的な処理基準が定められています。例えば、温度は何度で処理するなど、ガイドラインにも記載されています。

委員：基準温度を超えていれば問題は無いということですか。

講師：技術的な基準について私の個人的な意見になりますが、感染性処理施設は燃焼処理が主です。燃焼処理する場合は800以上の温度を保ち2秒以上滞留できるものであることとなっています。しかし表面が800以上でも中の温度が低い可能性もあり、全体均一の温度にはなかなかありません。

焼却の場合はそういう問題がありますが、加水分解の場合に温度条件が感染性廃棄物の種類によって異なってくると思います。時間をかけないと無菌化されないなど、加水分解の実績がないのでデータがほとんどありません。

装置はいずれ洗浄しなければいけないです。ある程度稼働したら、付着しているものを洗浄しなければいけないのですが、その排水については触れられていません。

事務局：この加水分解は滅菌ということですが、これは無菌ではないですね。その違いについてどのように考えていますか。

講師：これは滅菌ですね。無菌とは記載がないです。

事務局：菌は0では無いということですね。危険性が非常に高いですか。

講師：加水分解方式でどれだけ滅菌されるか、菌の数はカウントする必要があります。チェックをどうするかということは確認しないとイケないです。

委員：事故等があった場合に、この施設の責任の所在はどうなりますか。

講師：装置自体の欠陥か、運転管理システムの欠陥かケースバイケースです。個々の設備の不具合はメーカー責任、それを構築したシステムの機能不全ならば、設計システムの構築者の責任です。マルエスが運転管理を外注していれば、その業者・マルエスの責任となります。

委員：万が一の事故で、責任が分散化され、どこも対応しないということはありませんか。

講師：事業開始後の事故は事業主体のマルエスに責任があります。装置に不備があり事業主体がメーカーを訴える場合や、原因が特定できず、お互い責任のなすりつけ合うケースもあります。

委員：人員の配置が異常に少ない。業者の能力の問題をどうやって判断すべきか、また調べるべきか、冷静に判断するためにどうしたらよいですか。

講師：制度的には医療系廃棄物の処理する際に特定化学物質を扱う技術者がいるかどうかです。管理士や設備士などを置く必要があり、許可が得られません。資金的な能力については、県が事業資金運転計画などでチェックします。

住民はチェックのしようがないです。過去に開示請求をしたことがありますが、出たことがなく、県の審査に任せるしかありません。後は裁判で争うしかありません。

委員：先生の話の中でかなり技術的なこととされていますので、これを実際どう対処するかについては書類上整理することは可能だと思います。業者の対応としてはヒューマンエラーまでリスクを考え、どう対応するのかと問えばよいのかもしれませんが、人為的な問題も含めてそこまで突っ込んだ話をするものですか。

逆にリスク0で産廃処理事業を実施することは不可能ではないですか。やりすぎかなというところも我々が検証するところで、新しい技術であり、現場検証できるデータがない、さらにヒューマンエラーはあくまで可能性の問題ですから、法的にも問題なく、

裁判で争っても負けるのではないのでしょうか。

講師：今は防災対策についてリスク評価は義務付けられてないですね。法令上は無いですが、リスクマネジメントは業者にやらせるため、やらなかった場合にトラブルを起こした時に、裁判を争う時に、そもそも計画段階でそういったヒューマンエラーについてを含めた、マニュアルを作って無かったというのは言えます。計画段階でもリスク評価は他の事例では要求しています。何かあるかもしれないという理由で許可できないというのは県において難しいかもしれないが、指導という意味でリスク評価、防災計画を作成するのは必要条件になってきているのではないですか。生活環境調査も検討されていますが、もちろんそれは該当しないので、それとは別途に防災対策をなさいということですね。

委員：廃棄物事業者が中間処理施設でそこまで突っ込んでやるのかという話です。

講師：県の審査の段階で行政として法令の枠の中でどこまで踏み込んで行うのかということでしょうね。

委員：小規模の産廃事業者でも、バイオハザードも含めたことまで検証しているのでしょうか。

講師：今回のように特定化学物質の場合は求めていると思います。

委員：この規模についての事業についても、万が一の事故等の対処について計画の段階で細かい説明を求めていくものですか。

講師：それは、千差万別だと思いますよ。かなり細かいことまで説明を求めていることはあります。それは、開示請求した場合によくわかります。最終ではなく、過程については、開示請求しないと出てこないです。最終的なものが公表されますので、途中の審査過程はわからないのですよ。今回のリスク評価については、このケースは行わせる状況であると思っています。情報不足のところがありますので、また情報を収集し新しいことがわかりましたら、役場を通じて連絡させていただきます。

## 5．第2・3回の審議会議事録の確認及び要旨のホームページへの掲載について

(事務局説明)

- ・前回の審議会で審議いただき要旨形式と議事録を提示させていただきました。この議事録について、承認いただけるか採決願います。議事録をまとめた要旨だけをホームページ

ージに公開し、議事録は情報公開請求があれば開示するという形にしたい。

(委員の意見)

- ・要旨は内容が網羅されている。公開すれば、事業者も当然見るわけで、公開してもよいのか、掲載するタイミングも考える必要がある。
- ・文書というのは、色んな角度からみれば、捉え方は違う。覚悟があれば公開するしかないと思う。

【結論】

- ・第2・3回の議事録及び要旨の内容については了承。
- ・ホームページには要旨を掲載する。

## 6. 事業者への確認(第5回審議会)の日時と進め方について

(事務局)

- ・前々回の審議会で、疑義と懸念の項目について事業者を呼んで、話を聞くことを提案しました。今後の進め方について審議願いたい。

(委員の意見)

- ・許認可が県であり、我々が踏み込んだ場合にどのように影響するのか心配。業者の話は信用して聞いてもいけないし、疑って聞いてもいけない。また、業者は正直に言ってくれないと思う。

感染病など、万が一の場合に我々がどう関わっていくのか、それを県が受け入れてくれるのかわからない。もちろん事業者に言っても駄目だと思う。

- ・もし過去に例がないなら、御嵩町のスタンスとしては実験台になるつもりはないと言えばよい。
- ・地元から要望書が出た。そこを最優先するという審議の仕方もある。
- ・疑念の確認先は事業者となっているので、事業者への確認は文書で行う。または、文書を県に出して、県から聞いてもらう。
- ・周知計画で出してくれば、事業者が説明会を実施することになる。
- ・当面は事業者を呼ぶことはしない。確認が必要なことについては、文書で行えばよい。
- ・仮に呼ぶとしたら、シンポジウム形式で業者や専門家を呼び、その中で討議を行うという形になる。
- ・住民説明会でない状況で事業者が来てくれるか疑問。審議会では方向性が違うと思う。
- ・事業者を呼べば、プレッシャーを与えられると思う。
- ・まず、文書で回答をせまったらどうか。
- ・審議会は、今までの意見の中で疑念材料がたくさんある。それを整理し、答申に向けてまとめていけないといけない。審議会は町の機関なので、町が特定の業者を呼ぶというのはありえない。
- ・審議会としては疑問点を出すのではなくて、意見として、住民の理解を得られていな

い部分について県で対応願いたいと答申すべき。

- ・この計画について、環境基本条例や希少野生生物の保護条例等を法的にもう一度、専門家に確認を行なわなくてもよいか不安が残る。

- ・住民の生活安全を脅かす懸念があるという点で、環境基本条例の観点から解釈して答申を書くことができると思う。

- ・答申に向けて、医療機関の勉強会など、知識として入れたいと思う。

- ・医療機関がどういうものを出しているのか、業者だけの問題ではない。

**【結論】**

- ・事業者を呼んで確認は行わない。文書により確認も行わない。

- ・次回は委員から意見を出していただいて、答申案について審議を行う。

**7. 次回**

- ・答申案について審議。